ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］
二　「国の設置する高等学校等に係る高等学校等学び直し支援金の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］

第百七十条　第二条の表百六十八の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］
二　「高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて」に規定する収入状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
［イ　略］
ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
ハ　［略］

第百七十一条　第二条の表百六十九の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号及び第三号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報
二　高等学校等に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報
三　［略］

第百七十二条　第二条の表百七十の項で定める事務は、「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）の取扱いについて」（令和六年四月一日文部科学省初等中等教育局長決定）に規定する同項に規定する給付金の給付に係る申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同項で定める情報は、次に掲げる情報とする。
一　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者（当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒が主として自己の収入により生計を維持している場合にあっては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号及び第三号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
二　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者に係る外国人生活保護実施関係情報
三　［略］

ロ　［新設］
ロ　［同上］
二　［同上］
［イ　同上］
ロ　［新設］
ロ　［同上］
二　［同上］
一　［同上］

第百七十条　［同上］
［イ　同上］
ロ　［新設］
ロ　［同上］
二　［同上］
［イ　同上］
ロ　［新設］
ロ　［同上］

第百七十一条　［同上］
一　高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいい、特別支援学校の高等部を除く。次号において同じ。）に在学する生徒若しくは学生又はその保護者等に係る生活保護実施関係情報
［新設］
二　［同上］

第百七十二条　［同上］
一　高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒の生計を維持する者（当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒が主として自己の収入により生計を維持している場合にあっては、当該高等学校及び中等教育学校の後期課程に置く専攻科に在学する生徒。次号において同じ。）に係る生活保護実施関係情報
［新設］
二　［同上］